

相島応援募金規約

(趣旨)

第1条 この規約は、相島の人口減少・少子高齢化の克服及び持続可能な島づくりに向け、相島の活性化や自然環境の維持に関する取組を推進するため、相島を応援するために寄せられた寄付金等を適切に管理運営することを目的に、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規約において「寄付金等」とは、個人や団体等の意志や了解によって支払われる金銭等（寄付、利用料、負担金等）をいう。

(募金の設置)

第3条 相島活性化協議会（以下「協議会」という。）は、寄付者から収受した寄付金等を適正に管理運営するために、「相島応援募金」（以下「募金」という。）を設置する。

(募金の使途)

第4条 協議会は、募金を協議会又は協議会構成員が行う相島の活性化や自然環境の維持に関する次の各号の活動を支援するために活用する。

- (1) 相島活性化プランに定めた取り組み
- (2) 相島の環境保全・維持活動
- (3) 調査研究
- (4) 本募金の運営・広報
- (5) その他、協議会で決議した事項

2 支援対象とする活動及びその実施者については、協議会において決定する。

(募金事務局)

第5条 協議会は、募金の事務を円滑に行うために事務局を設置し、次の各号の実務を担当させる。

- (1) 本募金の出納管理等の会計事務
- (2) 支援対象の選定に関する事務
- (3) 寄付者等外部からの問い合わせへの対応
- (4) 第9条に規定する報告等
- (5) その他、本募金の運営に関する業務

2 事務局は、相島応援募金専用の口座を開設し、その管理を行う。

3 事務局は、新宮町相島区に置く。

(寄付者)

第6条 募金へ寄付を求める寄付者等については、国、地方自治体、団体、企業、個人等とする。

2 寄付者等は募金の使途について協議会に一任することとし、使途の指定や要求はできないものとする。

(募金の運用・管理)

第7条 本募金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管し、積み立てを行う。

2 募金の運用・活用から生ずる収益は、この募金に繰り入れる。

(募金の収益処理)

第8条 本募金は、その設置の目的を達成するため、第4条各号の使途に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(協議会への報告等)

第9条 事務局は、寄付金等の使途、収支等について協議会に報告し、協議会の承認を得るものとする。

2 前項の報告にあたり、事前に協議会の監事による監査を受けなければならない。

(運用・使途の公表と報告)

第10条 協議会は、本募金の運用状況と使途について定期的に公表するとともに、寄付者に報告する。

(事業年度と会計年度)

第11条 本募金の事業年度及び会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(規約の改定)

第12条 この規約を改定するには、協議会の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、2019年1月17日から施行する。